厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズが適切に対応する観点から肺炎等の所定の疾病を発症した場合、施設内での治療について評価されるものです。

期間：令和５年４月～令和６年３月

		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
肺炎	日数	19	30	0	20	2	30	28	50	30	10	0	10
	人数	2	3	0	2	1	3	3	5	3	1	0	1
尿路感染	日数	27	10	5	40	39	40	30	15	0	10	10	10
	人数	3	1	1	4	4	4	3	2	0	1	1	1
帯状疱疹	日数	0	0	0	0	0	0	7	0	5	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
蜂窩織炎	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1